

高齢者タクシー乗車券交付助成事業について

高齢者の生活圏の拡大と福祉の増進を図ることを目的に高齢者タクシー乗車券交付助成事業を行っています。

1. 対象者

本町に住所を有し、
介護保険法に基づく要支援又は要介護の認定を受けている者
介護予防・生活支援サービス事業の対象者
65歳以上の運転免許証自主返納者・失効者

※但し、次の方は該当になりません。

- ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所者
- ②地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（特別養護老人ホーム）の入所者
- ③ 清水町障がい者（児）タクシー乗車券助成対象者

2. 乗車券

年額で36,000円（月額3,000円）分の乗車券を交付します。

※乗車券の利用は交付を受けた年度内の利用となります。

3. 利用できるタクシーの範囲

町内に営業所を設置するタクシー（※町外のタクシーは利用できません）。

4. 申請方法

介護保険被保険者証または、運転免許証を返納・失効したことが分かるもの（取消通知書、運転経歴証明書、無効免許証等）を持参のうえ、保健福祉課（保健福祉センター内）で申請して下さい。

5. その他

ご本人または、同居の親族等が利用できます。同居の親族等が利用するときは、対象者の介護保険被保険者証または、運転免許証を返納・失効したことが分かるものを提示して下さい。

対象者がいずれかに該当したときは、利用資格を喪失します。

- (1) 死亡したとき
- (2) 転出したとき
- (3) 上記1の①②に記載する施設に入所したとき

6. お問い合わせ

保健福祉課在宅支援係（電話69-2233）までお問い合わせ下さい。